



指令 29 号を理解していますか？ 指令は履行すべきものですよ？



1月15日12時00分までを提出期限とした指令29号に対して、11時55分にFAXで東京地本から『「指令29号」に対する回答』が送られてきました。

中央本部が「指令29号」で求めているのは『「指令29号」に対する回答』ではなく、**「東地申第1号の交渉議事録を書面で提出すること」と「個人訴訟を行った東京地本4名の氏名及び訴状を書面で提出すること」**です。

『「指令29号」に対する回答』では、議事録については『東京FAXニュースNO.116号、117号、118号、135号にて示したもののだけです。』ということ、『組合員の氏名と訴状の提出はできません。』ということで、「指令29号」で求めたものは**書面で提出されていません！**



この状況は、「指令」が履行されていると言えるでしょうか？



東京FAXニュースNO.171では、「指令不履行ありきで議論を進め…」とタイトルに記していますが、東京地本は指令を履行されていますか？

そして、「団体交渉が終わっていない段階で議事録は作成できない！」とも書かれていますが、中央本部が求めているのは議事録確認ではなく、東地申第1号の交渉に関して中央本部に相談してきた部分の議論内容の議事録をくださいというやり取りをしてきています。さらに組織部長会議においても、議事録作成依頼をしています。この時も何ら反論はありませんでした。

組織としての最大の決定事項である「指令」を履行せず、本部の対応を問題化し、東京地本を正当化するやり方は組織に混乱を与える行為であり、直ちにやめるべきです。

指令を履行しないことを正当化することは許されない行為です！！